



SDGs 未来安心都市・明石

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで

明石市における 包括的支援体制の構築について

兵庫県 明石市

明石市の概要



令和5年4月1日現在

人 口	305,861人
面 積	約49.42km ²
世 帯 数	142,766世帯
平均年齢	45.6歳
未就学児	20,129人
高齢者	80,045人 (26.2%)
要介護認定者	16,018人 (令和5年4月末現在)



SDGs 未来安心都市・明石

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで

地域総合支援センターの設置（2018年）

その人の状況にあった支援が受けられるよう、新しい地域包括支援体制を構築することを目的として、当事者及び家族に対する包括的な対応を行う拠点となる地域総合支援センターを設置。

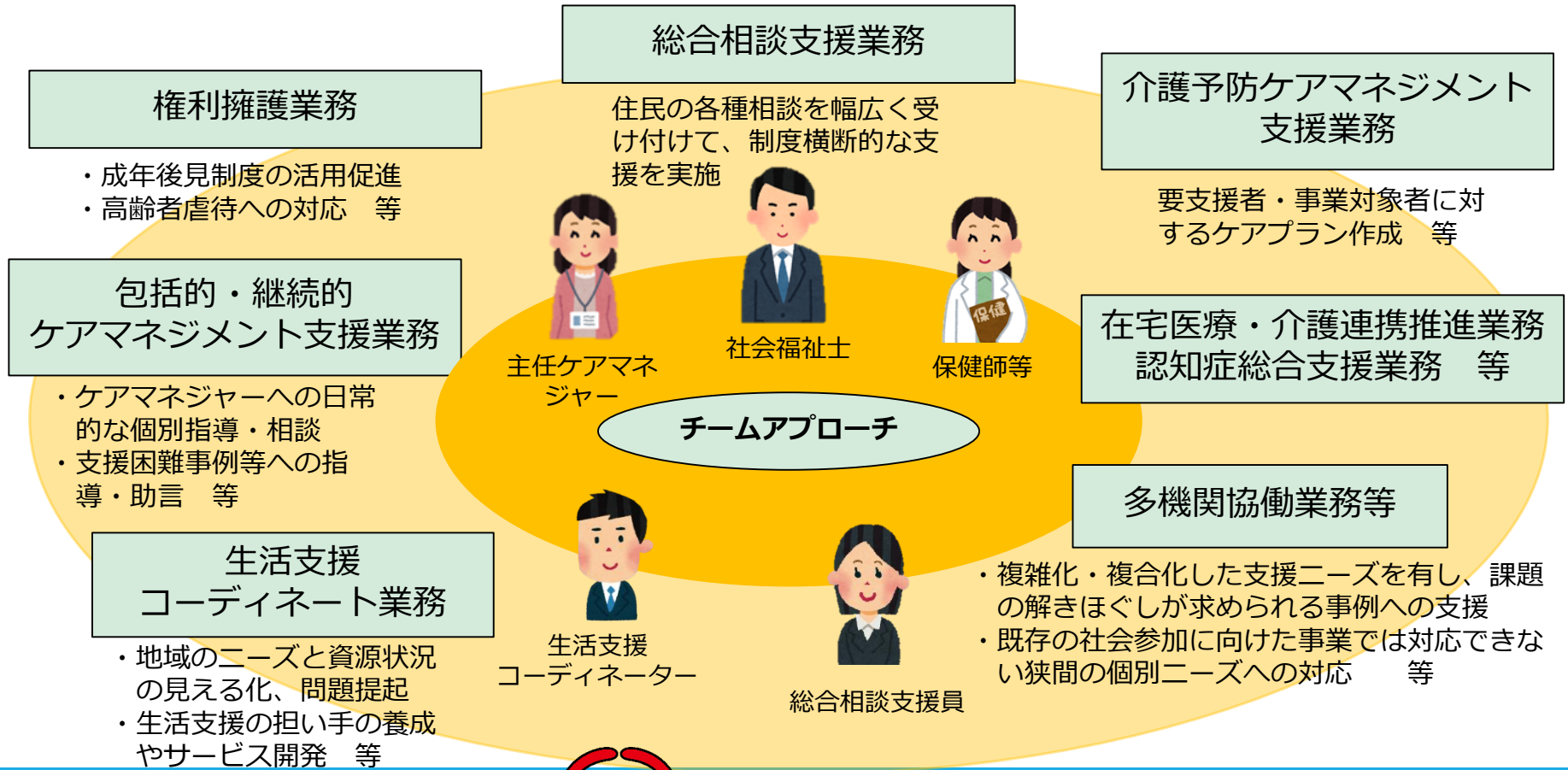


- ▶ **地域包括支援センターの機能をベースにしつつ総合相談の機能を強化**
- ▶ 市内6か所に設置。中学校区を日常生活圏域とし、各センターは1～4圏域を担当
- ▶ 明石市社会福祉協議会に基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、後見支援センター更生支援担当とともに委託することで、相互に連携しながら一体的な支援を実施。



地域総合支援センターの機能

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）と、生活支援コーディネート業務等を行い、高齢者や障害者、子ども等の総合的・包括的な相談支援と、住民主体の多様な支え合い体制の構築等、社会資源の充実を目指した地域づくりを一体的に推進する。



SDGs 未来安心都市・明石

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで

重層的支援体制整備事業への移行（2018～2022年）

2018年

地域総合支援センターの設置

- ▶ 「福祉まるごと相談窓口」として、複合的・複雑化した支援ニーズを抱える世帯の支援を実施

※ 先行して包括的な支援体制の構築に取り組む

2018年～2020年

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業）を実施

- ▶ 既存の事業を最大限に活かしつつ、地域総合支援センターに総合相談支援員を配置し、地域総合支援センターを核とした属性を問わない包括的な支援体制の一層の推進を図る

2021年～2022年

重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施

- ▶ 2023年からの重層的支援体制整備事業の実施に向け、多機関協働事業を実施



SDGs 未来安心都市・明石

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで

重層的支援体制事業（2023年）

- ▶ 地域福祉計画をはじめとする福祉関連計画の基本方針と整合性を保ちつつ、地域住民への支援や環境づくりを一体的に推進する。
- ▶ 既存の相談窓口等の拠点の設置形態は変更せず、各相談支援機関間で相互に連携を図る「基本型」。



実施体制（2023年度）①包括的相談支援事業

分野	事業名	窓口	内容
介護	地域包括支援センターの運営 ▶総合相談支援 ▶権利擁護事業 ▶包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	▶地域総合支援センター （市内6か所に設置）	高齢及び障害による心身の機能低下、子育ての不安その他の様々な日常生活上の困難を抱える者が家族や地域とのつながりを持って暮らせるように、本人やその家族等から広く相談を受け、総合的かつ包括的な支援を行う。
障害	相談支援事業 ▶地域生活支援（相談支援）事業	▶明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。
子ども	利用者支援事業 ▶利用者支援事業 ▶子育て世代包括支援センター運営事業	▶あかし子育て支援センター等（市内2か所に設置） ▶保育コンシェルジュの配置 ▶子育て世代包括支援センター	子ども及びその保護者等、または妊娠している者が、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう情報の提供を行うとともに、妊娠・出産・子育てにおける様々な相談を受け、切れ目のない支援を行う。
生活困窮	自立相談支援事業 ▶自立相談支援事業	▶生活再建支援担当	生活困窮者からの相談を受け、個別の相談内容に応じた自立支援計画を作成し、就労支援や関係機関による支援策を活用することにより、生活困窮状態からの早期の脱却に向けた継続的な支援を行う。



実施体制（2023年度）②地域づくり事業

分野	事業名	体制	内容
介護	地域介護予防活動支援事業 ▶自主グループ活動支援事業 ▶シニア活動応援事業 ▶みんな食堂開設支援事業 生活支援体制整備事業 ▶生活支援体制整備事業	▶通いの場（134か所） ▶ふれあいの居場所（22か所） ▶生活支援コーディネーター（中学校区ごとに13名配置）	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の活動を支援する。 生活支援を担う様々な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化を図る。
障害	地域活動支援センター事業 ▶地域生活支援（地域活動支援センター）事業	▶総合福祉センター 他12か所	義務教育終了後において就労等が困難な在宅の障害者に活動の機会を提供し、社会との交流の促進その他の障害者等の自立及び社会参加を支援するために必要な援助を行い、障害者の地域生活を支援する。
子ども	地域子育て支援拠点事業 ▶子育て支援センター事業	▶あかし子育て支援センター 他4か所	乳幼児及びその保護者が交流を行う場として子育て支援センターを運営し、地域社会全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、地域の子育て家庭に対する育児支援及び次世代の親の育成を図る。
生活困窮	生活困窮者のための地域づくり事業 ▶共助の基盤づくり事業	▶地域総合支援センター本部に担当者1名を配置（兼務）	地域におけるつながりの中で住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、身近な地域における共助の取組の活性化を図る。



実施体制 (2023年度) ③多機関協働事業等

事業名	体制	内容
多機関協働事業	地域総支援センター本部に担当者を配置 ▶主任介護支援専門員1名 ▶保健師1名 ※1名はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と兼務	複合化・複雑化した支援ニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談の受付、相談者等が抱える課題の把握・整理を行い、支援関係機関等と協力して必要な支援を行うほか、重層的支援体制の適切かつ円滑な整備を目的として、重層的支援会議を開催する。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域総支援センター本部に担当者を配置 ▶社会福祉士1名（兼務）	支援関係機関等との連携等により複合化・複雑化した支援ニーズを有しつつも支援につながっていない人を把握し、時間をかけた丁寧な働きかけにより関係性を構築し、必要な支援を行う。
参加支援事業	地域総支援センター本部に担当者を配置 ▶社会福祉士1名（兼務）	既存の事業を中心としつつ、社会資源の拡充や新しい支援メニューの創設に向けた働きかけを行うなど、地域資源の開拓と情報収集を行い、相談者と地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを行う。



明石市社会福祉協議会に委託

地域総合支援センター本部を多機能協働の調整役とした相談支援体制の強化

担当者：2名（主任介護支援専門員、保健師）

うち1名は、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と兼務

- ▶相談支援事業者からのつなぎにより、地域生活課題を抱えた個人・世帯を把握し、本事業の対象となる場合は、支援会議の開催により、課題の整理、関係者の役割分担等の調整を行う。
- ▶支援プランの作成、実施調整、評価
- ▶相談支援事業者からの複合多問題ケース等の相談に応じ、助言・後方支援を行う。
- ▶評価会議により、多機関協働ケースの集約や課題整理、進捗確認、評価等を行う。
（月1回）
- ▶支援関係機関間の連携を図り、包括的な相談支援を円滑に実施するための「支援関係者ネットワーク会議」を開催。



アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

明石市社会福祉協議会に委託

担当者：地域総合支援センター本部に1名（保健師）配置

（多機関協働事業と兼務）

- ▶ 支援関係機関等との連携等により複合化・複雑化した支援ニーズを有しつつも支援につながっていない人を把握し、時間をかけた丁寧な働きかけにより関係性を構築し、必要な支援につなぐ。
- ▶ 重層的支援会議等にて、アウトリーチ等を通じた継続的な支援が必要と判断されたケースについて、支援機関と同行訪問や活用できる制度・支援の提案などを行う。



明石市社会福祉協議会に委託

担当者：地域総合支援センター本部に1名（社会福祉士）を配置

（他事業と兼務）

- ▶ 既存の事業を中心としつつ、地域づくり事業と連携しながら、社会資源の拡充や新しい支援メニューの創設に向けた働きかけを行う。
- ▶ 相談者と地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを行う。
- ▶ 参加支援が必要と認められる本人やその世帯の支援プランを作成し、プランに沿った伴走支援を行う。

